

まもろうネットニュース第30号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和6年4月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市役所内：登別市消費生活センター（85-3491）

不要なお皿の買い取りのほすが、大切な貴金属も強引に買い取られた！

～訪問購入のトラブルが増えています～

購入業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が、ここ数年増加しています。訪問購入については、特定商取引法に関する法律においてルールが定められていますが、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。

相談事例

- 【事例1】困っている人の役に立つと言われ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。
- 【事例2】断ってもしつこく勧誘され、長く話し込み個人情報を話してしまった。
- 【事例3】皿だけのほすが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。

特徴と問題点

- ・電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする。
- ・突然訪問してきてしつこく勧誘、とにかく家に上がろうとする。
- ・購入業者名や、どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするかを告げていない。
- ・売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる。
- ・物品名や価格を具体的に記載した書面を渡さない。

アドバイス

- *購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- *突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- *事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかり確認しましょう。
- *買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- *購入業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
- *クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

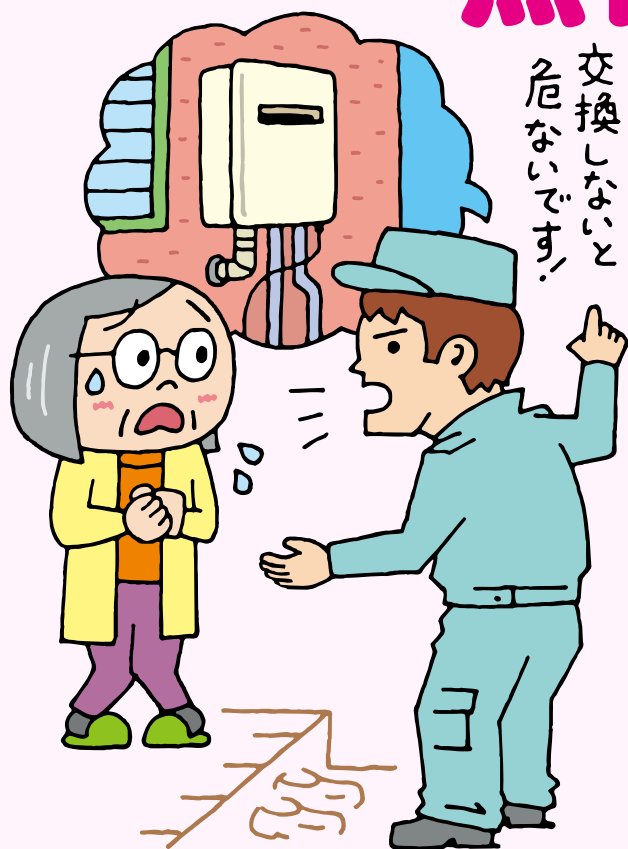
注) 訪問購入の場合契約書等を受け取った日を1日目として8日以内がクーリング・オフ期間となります。

対応や判断に不安・お困りの時、不審に思った場合、トラブルに遭った場合は
登別市役所内：登別市消費生活センター（☎85-3491）までお気軽にご連絡ください！

※裏面もお読みください



不安をあおって 契約させる 給湯器の 点検商法に注意



すぐに
交換しないと
危ないです！

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「**すぐに交換しなければ危ない**」と言ってきた。最近交換したばかりなので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら**大変**だと思い、**承諾**してしまった。費用は約50万円だという。**高額だし不審**なのでこの契約をやめたい。

(70歳代)

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

その場ですぐに
契約しないで



見守るくん

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。